

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請要領

1 連絡先

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建築指導課 指導係

Tel 077-528-2774 Fax 077-523-1505

2 全体注意事項

- (1) 提出する書類はすべてAサイズとすること。※法務局の書類はそれ以外でも可。
- (2) 図面の縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/500、1/2500等とすること。
- (3) 建築基準法で規定される道路に該当しない通路（又は空地等）は建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地等）と称し、道路と区別する。

3 事前相談書作成注意事項

提出部数は正1部とし、申請書はA4サイズの紙ファイルに綴じること。

4 事前相談書添付図書

- (1) 事前相談用紙：サイズはA4とすること。
- (2) 委任状：原本とし、サイズはA4とすること。
- (3) 公図：写しは可とし、敷地部分を緑、建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地等）をすべてピンクで着色すること。
- (4) 地積測量図：写しを可とし、法務局の縮尺を変更せず、地番の若い順に綴じること。敷地部分を緑、建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地等）部分をピンクで着色すること。
- (5) 登記簿謄本土地、建物：写しは可とし（本申請時は原本）、事前相談提出日の3ヶ月以内のものとする。また、地番の若い順に綴じること。
- (6) 所有権一覧表：若い地番から順番に地名、地番、地目、地積、所有者住所と所有者氏名を記入し、敷地部分と建築基準法第43条第2項第2号の部分（通路又は道もしくは空地等）と後退部分を明記して作成すること。サイズはA4とすること。
- (7) 位置図：大津市市域図1/2500（都市計画課にて販売）に限る。北を上とし、方位を記入し、「申請地」を明記すること。また、雨水等の排水経路を水色（矢印）で明記すること。サイズはA3とすること。
- (8) 写真台帳：現地の方がわかるよう方向を変えて、敷地部分と建築基準法第43条第2項第2号の部分（通路又は道もしくは空地等）の両方を撮り朱色で明記すること。また、それぞれの写真に番号等記号を付け、下記の写真位置配置図と整合させ、A4に綴じること。
- (9) 写真位置配置図：記号のついた写真の位置を位置図等に記載し、写真の位置を明確にし、北を上にして作成すること。A4とすること。

5 事前協議申請書作成注意事項

申請部数は正副2部とし、関係課との協議に必要な部数を別に要し、関係課との協議

用の部数は、事前協議申請書の提出後に改めて連絡する。（下記7参照）申請書はA4サイズの紙ファイルに綴じること。

6 事前協議申請書添付図書

- (1) 申請用紙：事前協議用の用紙を使用し、サイズはA4とすること。
- (2) 委任状：原本とし、サイズはA4とすること。
- (3) 理由書1：許可を必要とする旨を記載し、申請地の地名地番、申請者の氏名を記載すること。写しを可とし、サイズはA4とすること。
- (4) 理由書2：交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないとする旨とその理由をそれぞれ具体的に記載すること。申請地の地名地番、設計者の氏名を記載すること。写しを可とし、サイズはA4とすること。
- (5) 誓約書：建築基準法第43条第2項第2号通路の部分に申請者の土地が含まれている場合は、幅員4m以上の通路等を確保し、それが4mに満たない場合は敷地を後退し、将来にわたり4m以上確保することを誓約すること。申請地の地名地番、申請者の氏名を記載し、捺印すること。写しを可とし、サイズはA4とすること。
- (6) 同意書1：建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地）の所有者、管理者等の通の通行（将来的に通路が確保されること）及び建築に関する同意を得ること。申請地の地名地番を記載し、同意者の署名、捺印をすること。写しを可としサイズはA4とすること。
- (7) 同意書2：建築基準法第43条第2項第2号通路の幅員が4mに満たない場合は、それに接する土地の所有者全員に、敷地の後退を要し、その通路等が4m以上に拡張されることの同意を得ること。申請地の地名地番を記載し、同意者の署名、捺印をすること。写しを可としサイズはA4とすること。
- (8) 公図、地積測量図、登記簿謄本土地・建物、所有権一覧表、位置図：事前相談と同じでよい。
- (9) 現況図：縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における現況の擁壁及び井戸の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地）の位置及び幅員、接続長さを記入し、北を上にして作成すること。サイズはA3とすること。
- (10) 周辺道路配置状況図：建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地）が通じる建築基準法上の道路の位置及び幅員、種別等を記入すること。建築基準法第43条第2項第2号通路（又は空地）の、敷地から建築基準法上の道路までの状況（幅員及び高低等）を記入し、北を上にして作成すること。サイズはA3とし、現況図や配置図に記入してもよい。
- (11) 配置図：縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び屎尿浄化槽又は合併浄化槽の位

- 置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接するただし書き通路（又は空地）の位置及び幅員、接続長さを記入し、又建築基準法上の規定を記入して、北を上にして作成すること。サイズはA3とし、現況図に記入してもよい。
- (12) 平面図：縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び開口部等を記入し、又建築基準法上の規定を記入して、北を上にして作成すること。サイズはA3とすること。
- (13) 立面図：縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を記入し、又建築基準法上の規定を記入し、2面以上作成すること。サイズはA3とすること。
- (14) 断面図：縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに高さ及び建築物の高さを記入し、又建築基準法上の規定を記入し、2面以上作成すること。サイズはA3とすること。
- (15) 排水計画図：汚水、雑排水及び雨水の排水方法（経路）を記入すること。縮尺、方位を記入し北を上にして作成すること。サイズはA3とし、配置図に記入してもよい。
- (16) その他：現地の状況等により、他の資料が必要な場合があるので担当者と協議すること。

7 関係課との協議結果報告書作成注意事項

- (1) 様式イに必要な事項を記入し、様式ウの指摘事項欄に交付した各課（建築指導課以外）の指摘事項を記載する。
- (2) 様式イと様式ウを各課ごとに2部作成し、指摘事項に対する回答を措置事項欄に記載する。作成した様式イと様式ウを綴じて2部各課に提出し、その内の一部を各課長の捺印を確認して交付を受ける。
- (3) 捺印のある各課要件に対する協議書の写しをそれぞれとり、様式アを表紙として全課分を綴じ、建築指導課に原本と写しを提出する。

8 本申請書作成注意事項

申請部数は正副2部と事前協議の訂正事項をすべて訂正し、申請部数は正副2部とする。申請書正副はそれぞれ、A4サイズの紙ファイルに綴じること。

9 本申請書添付図書

- (1) 申請用紙：本申請用の用紙を使用（建築基準法施行規則第四十三号様式）し、サイズはA4とすること。
- (2) 委任状：原本とし、サイズはA4とすること。
- (3) 事前協議終了通知書の写し：事前協議修了通知書（当課より交付したものの写し）を正副2部に添付すること。
- (4) 理由書1、理由書2、誓約書、同意書1、同意書2：原本を正本に、写しを副本に添付し、その他は事前協議と同じでよい。

- (5) 公図、地積測量図、登記簿謄本土地、登記簿謄本建物：原本を正本に、写しを副本に添付し、本申請日の3ヶ月以内のものとする。その他は事前協議と同じでよい。
- (6) 所有権一覧表、位置図、現況図、周辺道路配置状況図、配置図、平面図、立面図、断面図、排水計画図：事前協議と同じでよい。
- (7) その他：現地の状況等により、他の資料が必要な場合があるので担当者と協議すること。